

○八王子市企業立地支援条例施行規則

平成16年3月31日

規則第23号

改正 平成16年6月24日規則第35号 平成17年3月31日規則第25号

平成18年12月28日規則第94号 平成21年3月31日規則第35号

平成24年5月31日規則第53号 平成25年5月29日規則第34号

平成26年3月31日規則第19号 平成27年3月31日規則第63号

(題名改称)

平成29年6月30日規則第21号 平成30年3月30日規則第37号

平成31年3月28日規則第31号

(趣旨)

第1条 この規則は、八王子市企業立地支援条例(平成16年八王子市条例第5号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 土地、家屋、償却資産、固定資産税、都市計画税、事業所税又は課税標準の額 それぞれ地方税法(昭和25年法律第226号。以下「地税法」という。)による土地、家屋、償却資産、固定資産税、都市計画税、事業所税又は課税標準の額をいう。
- (2) リース取引 法人税法(昭和40年法律第34号)第64条の2第3項に規定するリース取引をいう。
- (3) 店舗面積 小売業を行うための店舗の用に供される床面積をいう。
- (4) 事務所面積 条例第5条第1項第1号オに規定する事務所(以下「事務所」という。)のうち、直接事務処理の用に供される床面積をいう。
- (5) 投下固定資産評価額 次に掲げる土地、家屋及び償却資産について、地税法による固定資産課税台帳に登録された価格を合算した価格をいう。

ア 企業等が、有償又は無償で所有権を取得した土地(企業等が事業施設における事業を開始する前又は貸し施設の使用権原を有償又は無償で取得した企業等が当該貸し施設で事業を開始する前3年以内(環境影響評価法(平成9年法律第81号)又は東京都環境影響評価条例(昭和55年東京都条例第96号)に基づく環境影響評価の手続をする場合にあつては、5年以内)に有償又は無償で所有権を取得したものに限

る。)

イ 企業等が、事業を行うために、新たに有償又は無償で所有権を取得した家屋

ウ 企業等が、新たに購入し、又はリース取引により事業施設又は貸し施設に設置した償却資産

(6) 常用雇用者数 企業等が事業施設において常時雇用する労働者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する者で、当該事業施設で継続して1年以上雇用されているものに限る。以下「常用雇用者」という。）の人数をいう。

(7) 工事請負業者 事業施設又は貸し施設の中核となる家屋を建設する建設業を営む者をいう。

(8) 一次下請業者 工事請負業者から直接に建設工事の全部又は一部を請け負った建設業を営む者をいう。

2 前項に規定するもののほか、この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(市内小規模事業者の要件)

第3条 条例第2条第8号に規定する市規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者に該当すること。ただし、同項に定める「従業員の数」は「常用雇用者数」と読み替えて判断するものとする。

(2) 本店所在地を八王子市内に有すること。

(指定事業者の指定要件等)

第4条 条例第7条第2項に規定する指定事業者の指定の要件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 条例第5条第2項各号に掲げる奨励金の種類に応じ、それぞれ別表第1に掲げる要件を備えていること。

(2) 交付申請時において別表第2の種別及び奨励金の種類に応じて定める要件を満たすことが見込まれること。

(3) 第9条から第12条までの規定の適用を受けようとする場合において、交付申請時に企業等が当該規定の適用により前号に定める要件を指定申請時に満たすことが見込まれること。

(4) 八王子市その他の地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条に規定する法人をいう。）から出資を受けていないこと。

(5) 企業立地・雇用促進奨励金、市内企業立地継続奨励金又は貸し施設設置奨励金の交

付を受けようとする企業等が家屋を譲り受ける場合において、当該家屋を譲渡する企業等と親子会社の関係（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社及び子会社の関係にあることをいう。以下同じ。）にないこと。

（6） 産業系用地確保奨励金の交付を受けようとする企業等が土地を譲渡する場合において、当該土地を譲り受ける企業等と親子会社の関係にないこと。

（7） 開発・生産設備設置奨励金の交付を受けようとする企業等が開発・生産設備を購入する場合において、当該設備を売却する企業等と親子会社の関係にないこと。

（8） 開発・生産設備設置奨励金の交付を受けようとする企業等が同一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）において当該奨励金の指定申請を行っていないこと。

（9） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める要件を備えていること。

2 前項第2号に規定する要件は、本店所在地を市内に有する企業等で、市内において継続して10年以上操業しているもの（以下「長期操業企業等」という。）が市内企業立地継続奨励金を受けようとする場合には、適用しない。

（指定事業者の指定申請）

第5条 条例第6条第1項に規定する指定事業者の指定の申請をしようとする企業等は、企業立地・雇用促進奨励金指定事業者指定申請書（第1号様式）、市内企業立地継続奨励金指定事業者指定申請書（第2号様式）、貸し施設設置奨励金指定事業者指定申請書（第3号様式）、産業系用地確保奨励金指定事業者指定申請書（第4号様式）、又は開発・生産設備設置奨励金指定事業者指定申請書（第5号様式）に、別表第3に掲げる奨励金の種類に応じて定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、添付書類について、市長が必要がないと認めるときは、これを省略することができる。

2 市長は、前項に定める申請書及び添付書類のほか、指定事業者の指定の決定に必要と認める書類の提出を求めることができる。

3 指定事業者の指定の申請は、次に掲げる日から起算して90日以内に行わなければならない。

（1） 企業立地・雇用促進奨励金

ア 事業施設の中核となる家屋を建設する場合にあつては、当該家屋の建設工事の契約日

イ 事業施設の中核となる家屋を購入する場合にあつては、当該家屋の売買の契約日

ウ 事業施設の中核となる家屋を賃借する場合にあっては、当該家屋の賃貸借の契約日
エ アからウまで以外の方法により、事業施設の中核となる家屋の使用権原を取得する場合にあっては、当該家屋の使用権原の取得に係る契約日

(2) 市内企業立地継続奨励金

ア 事業施設の中核となる家屋を建設する場合にあっては、当該家屋の建設工事の契約日

イ 事業施設の中核となる家屋を購入する場合にあっては、当該家屋の売買の契約日

ウ 事業施設の中核となる家屋を賃借する場合にあっては、当該家屋の賃貸借の契約日
エ アからウまで以外の方法により、事業施設の中核となる家屋の使用権原を取得する場合にあっては、当該家屋の使用権原の取得に係る契約日

(3) 貸し施設設置奨励金

ア 貸し施設の中核となる家屋を建設する場合にあっては、当該家屋の建設工事の契約日

イ 貸し施設の中核となる家屋を購入する場合にあっては、当該家屋の売買の契約日

ウ 貸し施設の中核となる家屋を賃借する場合にあっては、当該家屋の賃貸借の契約日
エ アからウまで以外の方法により、貸し施設の中核となる家屋の使用権原を取得する場合にあっては、当該家屋の使用権原の取得に係る契約日

(4) 産業系用地確保奨励金 土地を譲渡する契約日

(5) 開発・生産設備設置奨励金

ア 開発・生産設備を購入する場合にあっては、開発・生産設備設置者が指定する開発・生産設備の売買の契約日

イ 開発・生産設備をリース取引する場合にあっては、開発・生産設備設置者が指定する開発・生産設備のリース取引の契約日

ウ ア及びイ以外の方法により、開発・生産設備を設置する場合にあっては、当該設備の設置に係る契約日

(指定事業者の指定通知)

第6条 市長は、条例第6条第2項の規定による審査を行い、指定事業者の指定をしたときは指定事業者指定通知書（第6号様式）により、指定をしないときは指定事業者不指定通知書（第7号様式）により、申請者に通知するものとする。

(事業開始等の届出)

第7条 次の各号に掲げる指定事業者は、それぞれ当該各号に定める事実が発生したときは、

市長に対し、事実が発生した日（以下「事業開始日」という。）から起算して30日以内に、第1号から第3号までに該当する場合には事業開始届（第8号様式）により、第4号に該当する場合には設備稼動届（第9号様式）によりその旨を届け出なければならない。ただし、指定事業者が指定申請に先立って事業を開始する場合又は市長が、指定事業者の責めに帰すことのできない事由により届け出ることが困難であると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 企業立地・雇用促進奨励金又は市内企業立地継続奨励金を受けようとする指定事業者 事業施設の主たる部分での事業を開始したとき。
- (2) 貸し施設設置奨励金を受けようとする指定事業者 貸し施設の使用権原を有償又は無償で付与された企業等が貸し施設の主たる部分での事業を開始したとき。
- (3) 産業系用地確保奨励金を受けようとする指定事業者 土地を譲り受けた企業等が事業施設の主たる部分での事業を開始したとき、又は貸し施設の使用権原を有償又は無償で付与された企業等が貸し施設の主たる部分での事業を開始したとき。
- (4) 開発・生産設備設置奨励金を受けようとする指定事業者 開発・生産設備の主たる部分の稼動を開始したとき。

(奨励金の交付要件等)

第8条 条例第9条第3項に規定する奨励金の交付の要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 交付申請時に条例第7条第1項各号に定める要件を満たしていること。
 - (2) 条例第5条第2項に掲げる奨励金の種類に応じ、それぞれ別表第1に掲げる要件を備えていること。
 - (3) 条例第5条第2項に掲げる奨励金の種類に応じ、それぞれ別表第2に掲げる要件を備えていること。
 - (4) 長期操業企業等が市内企業立地継続奨励金の交付を受けようとする場合においては、指定申請から交付申請までの間に市内に存する事業施設全体における常用雇用者数を減少させないこと。ただし、やむを得ない理由があると市長が認める場合は、この限りでない。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める要件を備えていること。
- 2 前項第3号に規定する要件は、長期操業企業等が市内企業立地継続奨励金を受けようとする場合には、適用しない。
- 3 別表第2の種別に応じて定める投下固定資産評価額の要件の適用については、指定事業者（産業系用地確保奨励金を受けようとする指定事業者を除く。以下この項において同

じ。)が2年目以降の交付申請時において、指定事業者の責めに帰することができない事由により要件を満たさなくなったときは、当該指定事業者の初回の交付申請時の投下固定資産評価額をもって投下固定資産評価額の要件を満たしたものとみなす。

(企業立地・雇用促進奨励金及び市内企業立地継続奨励金の交付要件の特例)

第9条 企業等が事業施設の一部の使用権原を有償又は無償で付与する場合において、当該賃貸等して使用権原を付与する企業等と当該事業施設の一部を賃借等して使用権原を取得する企業等とが、密接不可分な関係(企業等が自ら事業を営みながら、事業施設の一部を他の企業等に有償又は無償で使用権原を付与し、同種の又は相互の事業執行に必要な事業を営ませる場合において、一方の企業等が他方の企業等の全ての株式又は持分を保有していることをいう。以下同じ。)にあるときは、企業立地・雇用促進奨励金及び市内企業立地継続奨励金の交付の要件の適用については、当該賃貸等して使用権原を付与する企業等に係る投下固定資産評価額及び常用雇用者数と当該事業施設の一部を賃借等して使用権原を取得する企業等に係る投下固定資産評価額及び常用雇用者数を合算することができる。

2 前項の規定に基づき合算を行った場合においては、事業施設の一部を賃貸等して使用権原を付与する企業等が企業立地・雇用促進奨励金及び市内企業立地継続奨励金の交付の対象者となる。

3 中小企業者(中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者をいう。)が製造業に係る事業施設を新設し、又は拡張し、当該施設にリース取引により償却資産を設置する場合における企業立地・雇用促進奨励金及び市内企業立地継続奨励金の交付の要件の適用については、当該償却資産の投下固定資産評価額を当該新設又は拡張しようとする施設の投下固定資産評価額に合算することができる。

(貸し施設設置奨励金の交付要件の特例)

第10条 条例別表に定める種別のうち2以上の種別に該当する企業立地促進地域において、企業等が、当該2以上の種別の機能を複合的に有する施設(複合機能施設という。以下本項及び次項において同じ。)を設置する場合、複合機能施設における2以上の種別に係る奨励金についての投下固定資産評価額を合算することができる。

2 前項の場合における貸し施設設置奨励金の交付の要件の適用については、複合機能施設の床面積の最も多くを占める種別についての要件を適用する。

(親子会社の関係にある企業等からの土地の取得に係る交付要件の特例)

第11条 企業等が、土地及び家屋の所有権を有償又は無償で取得する(第4条第1項第5

号の場合を除く。) 場合において、当該企業等と当該土地を譲渡する企業等とが、親子会社の関係にあるときは、企業立地・雇用促進奨励金、市内企業立地継続奨励金又は貸し施設設置奨励金に係る投下固定資産評価額の交付の要件の適用については、当該土地に係る投下固定資産評価額を算入しないものとする。

- 2 前項の場合においては、有償又は無償で土地を譲渡する企業等と当該土地を譲り受ける企業等は、当該土地について賃貸借契約を締結したものとみなす。

(企業立地・雇用促進奨励金及び市内企業立地継続奨励金の指定申請をした事業施設の拡張による指定申請に係る交付要件の特例)

第12条 企業立地・雇用促進奨励金及び市内企業立地継続奨励金の指定の申請をした事業施設において、当該申請に基づく奨励金の交付時期満了日前までに、拡張による指定の申請をする場合には、次に掲げる常用雇用者数の要件を適用する。

(1) 当初の指定申請が事業施設の新設である場合 奨励金の交付申請時における常用雇用者数が、指定申請をしたときに適用された別表第2の種別に応じて定める新設に係る常用雇用者数の要件に定める数に、拡張に係る常用雇用者数の増加数の要件に定める数を加えた数を超えること。

(2) 当初の指定申請が事業施設の拡張である場合 奨励金の交付申請時における常用雇用者数が、指定申請時の常用雇用者数に、指定申請をしたときに適用された別表第2の種別に応じて定める拡張に係る常用雇用者数の要件に定める数と拡張に係る常用雇用者数の増加数の要件に定める数を加えた数を超えること。

- 2 前項の規定は、市内企業立地継続奨励金の交付を受けようとする長期操業企業等については、適用しない。

(市内企業立地継続奨励金の交付要件の特例)

第13条 市内小規模事業者及び本店所在地を市内に有する企業等で、市内において継続して10年以上操業しているもののうち、常用雇用者数が次の各号に掲げる業種ごとに定めた人数に該当するもの(以下「市内小規模事業者等」という。)が市内企業立地継続奨励金の交付を受けようとする場合の交付要件の適用については、雇用保険法第4条第1項に該当する労働者で、雇用期間が1年に満たないものも常用雇用者に含めることができる。

(1) 製造業 21人以上40人以下

(2) 商業・サービス業 6人以上10人以下

(3) その他業種 21人以上40人以下

(奨励金の交付算定対象期間及び交付時期)

第14条 奨励金の交付額を算定する対象となる期間（以下「交付算定対象期間」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 企業立地・雇用促進奨励金及び市内企業立地継続奨励金については、事業施設における事業開始日が属する年の翌年の4月1日から起算して3年間
- （2） 貸し施設設置奨励金については、貸し施設の使用権原を有償又は無償で取得した企業等の貸し施設における事業開始日が属する年の翌年の4月1日から起算して3年間
- （3） 産業系用地確保奨励金については、土地を譲渡する契約日が属する年の前年の4月1日から起算して1年間
- （4） 開発・生産設備設置奨励金については、開発・生産設備の主たる部分の稼動を開始した日の属する年の翌年の4月1日から起算して3年間

2 奨励金の交付時期は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 企業立地・雇用促進奨励金、市内企業立地継続奨励金、貸し施設設置奨励金及び開発・生産設備設置奨励金 交付算定対象期間における各年度のそれぞれ翌年度
- （2） 産業系用地確保奨励金 土地を譲り受けた企業等が当該土地上に設置した事業施設の主たる部分での事業を開始した後又は貸し施設の使用権原を有償又は無償で取得した企業等が当該貸し施設の主たる部分での事業を開始した後において、市長が別に定めるとき。

（奨励金の交付額）

第15条 企業立地・雇用促進奨励金及び市内企業立地継続奨励金の各年度の交付額は、予算の範囲内において、事業施設について、交付算定対象期間の各年度に課税される固定資産税及び都市計画税の納付税額並びに申告納付（地税法第1条に規定する申告納付をいう。以下同じ。）の期限日が交付算定対象期間の各年度に属する事業所税の納付税額の合算額に相当する額の範囲内の額とする。ただし、以下の各号に該当する場合においては、当該各号に定める金額を合算額に加えることができる。

- （1） 企業等が第9条第1項及び第2項に該当する場合 交付算定対象期間の各年度に事業施設の一部の使用権原を有償又は無償で付与する企業等及び当該事業施設の一部の使用権原を有償又は無償で取得する企業等に課税される固定資産税及び都市計画税の納付税額並びに申告納付の期限日が交付算定対象期間の各年度に属する事業所税の納付税額の合算額に相当する額
- （2） 企業等が第9条第3項に該当する場合 第9条第3項に定める償却資産の固定資産税相当額

(3) 市内小規模事業者等が事業施設を新設又は拡張し、リース取引により当該事業施設に償却資産を設置する場合 当該償却資産の固定資産税相当額

2 貸し施設設置奨励金の各年度の交付額は、予算の範囲内において、貸し施設について、交付算定対象期間の各年度に課税される固定資産税及び都市計画税の納付税額の合算額に相当する額の範囲内の額とする。ただし、第10条の規定が適用される貸し施設については、同条に定める合算額に相当する額の範囲内の額とする。

3 産業系用地確保奨励金の交付額は、予算の範囲内において、譲渡した土地について、交付算定対象期間に課税される固定資産税及び都市計画税の納付税額の合算額に相当する額の範囲内の額とする。

4 開発・生産設備設置奨励金の各年度の交付額は、予算の範囲内において、開発・生産設備について、交付算定対象期間の各年度に課税される固定資産税の納付税額及びリース取引により設置した償却資産の固定資産税相当額の合算額に相当する額の範囲内の額とする。

(市内雇用促進加算金)

第16条 市長は、企業立地・雇用促進奨励金又は市内企業立地継続奨励金の指定事業者が事業施設において事業開始のために新たに常用雇用者を雇用した場合、前条第1項に規定する交付額に、第3項に規定する額を当該奨励金の初年度の交付時に加算して交付することができる。

2 前項の加算金の交付の要件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 指定申請時において、事業施設を市内に有する場合

ア 新たに雇用した常用雇用者の6割に相当する数の者が交付申請時において市内に住所を有する者であること。

イ 事業施設及び市内にある他の事業施設において、当該奨励金の交付申請時の常用雇用者数が指定申請時の常用雇用者数を超過していること。

(2) 指定申請時において、事業施設を市内に有しない場合

新たに雇用した常用雇用者の6割に相当する数の者が交付申請時において市内に住所を有する者であること。

3 第1項の加算金の交付額は、次に掲げるとおりとする。ただし、各号で算出された額が1,000万円を超えるときは、1,000万円とする。

(1) 前項第1号に該当する場合 新たに雇用した常用雇用者のうち、市内に住所を有する者の数(当該奨励金の交付申請時の常用雇用者数が指定申請時の常用雇用者数を超過

る数を上限とする。)に10万円を乗じて得た額

- (2) 前項第2号に該当する場合 新たに雇用した常用雇用者のうち、市内に住所を有する者の数に10万円を乗じて得た額

(市内建設業者活用加算金)

第17条 市長は、企業立地・雇用促進奨励金、市内企業立地継続奨励金又は貸し施設設置奨励金の指定事業者が、工事請負業者と工事請負契約を締結した場合において、第15条第1項又は第2項に規定する交付額に、第3項に規定する額を当該奨励金の初年度の交付時に加算して交付することができる。ただし、市内企業立地継続奨励金において、指定事業者と工事請負業者が同一の企業等であった場合は、この限りでない。

2 前項本文の加算金の交付の要件は、次のいずれかに該当することとする。

- (1) 本店所在地が市内に存する工事請負業者（以下「市内工事請負業者」という。）と工事請負契約を締結したこと。

- (2) 本店所在地が市外に存する工事請負業者（以下「市外工事請負業者」という。）と工事請負契約を締結し、当該工事請負契約の金額に100分の80を乗じて得た額のうち、本店所在地が市内に存する一次下請業者（以下「市内一次下請業者」という。）の工事請負契約の金額を100分の10に相当する金額以上としたこと。

3 第1項本文に規定する加算金の交付額は、次に掲げるとおりとする。ただし、各号で算出された額が2,000万円を超えるときは、2,000万円とする。

- (1) 前項第1号に該当する場合 市内工事請負業者と締結した工事請負契約の金額（取引に係る消費税及び地方消費税に相当する金額は除く。）に100分の1を乗じて得た額

- (2) 前項第2号に該当する場合 市外工事請負業者と締結した工事請負契約の金額（取引に係る消費税及び地方消費税に相当する金額は除く。）に100分の0.5を乗じて得た額

(奨励金の交付申請)

第18条 条例第9条第1項に規定する奨励金の交付を受けようとする指定事業者は、交付時期ごとに奨励金交付申請書（第10号様式）に、別表第4に掲げる奨励金の種類に応じて定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、添付書類について、市長が必要がないと認めるときは、これを省略することができる。

2 市長は、前項本文に定める申請書及び添付書類のほか、指定事業者への奨励金の交付の決定に必要と認める書類の提出を求めることができる。

(奨励金の交付決定)

第19条 市長は、条例第9条第2項による審査を行い、奨励金の交付を決定したときは奨励金交付決定通知書（第11号様式）により、奨励金の交付をしないことを決定したときは奨励金不交付決定通知書（第12号様式）により、指定事業者に通知するものとする。

(奨励金の交付請求)

第20条 指定事業者は、前条の規定により奨励金の交付決定の通知を受けたときは、市長に対し、奨励金交付請求書（第13号様式）により奨励金を請求するものとする。

(申請事項の変更)

第21条 条例第10条第1項に規定する指定事業者の指定の申請又は奨励金の交付の申請の内容を変更しようとする指定事業者は、指定申請事項・奨励金交付申請事項変更申請書（第14号様式）に、変更内容を示す書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(変更事項の承認等)

第22条 市長は、条例第10条第2項の規定による審査を行い、変更事項を承認したときは指定申請事項・奨励金交付申請事項変更承認通知書（第15号様式）により、変更事項を承認しないときは指定申請事項・奨励金交付申請事項変更不承認通知書（第16号様式）により、指定事業者に通知するものとする。

(事業の休廃止の届出)

第23条 企業立地・雇用促進奨励金、市内企業立地継続奨励金及び開発・生産設備設置奨励金に係る指定事業者にあつては事業施設における事業の全部若しくは一部を休止し、又は廃止したとき、貸し施設設置奨励金に係る指定事業者にあつては貸し施設の使用権原を有償又は無償で取得した企業等が事業の全部若しくは一部を休止し、又は廃止したときは、市長に対し、事実が発生した日から起算して10日以内に、事業休止・廃止届（第17号様式）によりその旨を届け出なければならない。ただし、市長が、指定事業者の責めに帰すことのできない事由により届け出ることが困難であると認めた場合は、この限りでない。

(取消しの通知等)

第24条 市長は、条例第11条第1項の規定により指定事業者の指定又は奨励金の交付の決定を取り消したときは、指定・奨励金交付決定取消通知書（第18号様式）により通知するものとする。

2 市長は、条例第11条第2項の規定により奨励金の返還を命ずるときは、奨励金返還命令書（第19号様式）により行うものとする。

(承継の申請等)

第25条 条例第12条の規定により指定事業者の地位を承継しようとする者（以下「事業承継者」という。）は、指定事業者承継承認申請書（第20号様式）に合併契約書、営業譲渡契約書その他の承継の事実を証明する書類を添えて、速やかに市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに審査し、必要に応じ調査等を行い、適当と認めるときは指定事業者承継承認通知書（第21号様式）により、適当と認めないときは指定事業者承継不承認通知書（第22号様式）により、事業承継者に通知するものとする。

（委任）

第26条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年6月24日規則第35号）

- 1 この規則は、平成16年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に事業者が独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）附則第4条の規定による解散前の都市基盤整備公団の出資を受けている場合は、当該出資を独立行政法人都市再生機構の出資とみなして、この規則による改正後の八王子市いきいき企業支援条例施行規則第3条第1項の規定を適用する。

附 則（平成17年3月31日規則第25号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成18年12月28日規則第94号）

- 1 この規則は、平成19年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の八王子市いきいき企業条例施行規則の規定に基づき指定事業者の指定の申請をした事業者に係る立地促進奨励金の交付手続については、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月31日規則第35号）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の八王子市いきいき企業条例施行規則の規定に基づき指定事業者の指定の申請をした事業者に係る立地促進奨励金の交付手続については、なお従前の例

による。

- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成24年5月31日規則第53号）

- 1 この規則は、平成24年6月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の八王子市いきいき企業条例施行規則の規定に基づき指定事業者の指定の申請をした事業者に係る企業立地・雇用促進奨励金及び貸し施設設置奨励金の交付手続については、なお従前の例による。

附 則（平成25年5月29日規則第34号）

この規則は、平成25年6月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第19号）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の八王子市いきいき企業条例施行規則の規定に基づき指定事業者の指定の申請をした事業者に係る企業立地・雇用促進奨励金、貸し施設設置奨励金、産業系用地確保奨励金及び開発・生産設備設置奨励金の交付手続については、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成27年3月31日規則第63号）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の八王子市企業立地支援条例施行規則の規定に基づき指定事業者の指定の申請をした市内小規模事業者に係る指定の要件及び市内小規模事業者立地奨励金の交付手続については、なお従前の例による。

附 則（平成29年6月30日規則第21号）

- 1 この規則は、平成29年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の八王子市企業立地支援条例施行規則の規定に基づき指定事業者の指定の申請をした事業者に係る企業立地・雇用促進奨励金、貸し施設設置奨励金、産業系用地確保奨励金、開発・生産設備設置奨励金及び市内小規模事業者立地奨励金の交付手続については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成３０年３月３０日規則第３７号）

この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則（平成３１年３月２８日規則第３１号）

この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

別表第１（第４条、第８条関係）

奨励金の種類	指定及び交付の要件
企業立地・雇用促進奨励金	市内に事業所を有しない企業等が、企業立地促進地域において、事業施設の使用権原を有償又は無償で取得し、自ら条例第５条第１項第１号に掲げるいずれかの施設を営むこと又は自ら条例第５条第１項第１号に掲げるいずれかの施設を営みながら事業施設の一部の使用権原を有償又は無償で他の企業等に付与し、自己と同種の事業を営ませること。
市内企業立地継続奨励金	次の各号のいずれかに該当すること。 (1) 市内に事業所を有する企業等が、企業立地促進地域において、事業施設の使用権原を有償又は無償で取得し、自ら条例第５条第１項第１号に掲げるいずれかの施設を営むこと又は自ら条例第５条第１項第１号に掲げるいずれかの施設を営みながら事業施設の一部の使用権原を有償又は無償で他の企業等に付与し、自己と同種の事業を営ませること。 (2) 市内小規模事業者等が、市内全域（都市計画法第７条第３項に規定する市街化調整区域（以下「市街化調整区域」という。）を除く。）において、有償又は無償で事業施設の使用権原を取得し、自ら製造業を営むこと又は自ら製造業を営みながら、事業施設の一部の使用権原を有償又は無償で他の企業等に付与し、製造業を営ませること。 (3) 市内小規模事業者等が、市内全域（市街化調整区域及び企業立地促進地域のうち、東浅川工業団地地区、狭間工業団地地区、八王子繊維工業団地地区、下恩方工業団地地区、美山工業団地地区及び北八王子工業団地地区を除く。）において、有償又は無償で事業施設の使用権原を取得し、自ら物流系産業を営むこと又は自ら物流系産業を営みながら、事業施設の一部の使用権原を有償又は無償で他の

	企業等に付与し、物流系産業を営ませること。 (4) 市内小規模事業者等が、市内全域（市街化調整区域及び企業立地促進地域のうち、東浅川工業団地地区、狭間工業団地地区、八王子繊維工業団地地区、下恩方工業団地地区、美山工業団地地区、北八王子工業団地地区及び北野工業団地地区を除く。）において、有償又は無償で事業施設の使用権原を取得し、自ら前2号に掲げる種別以外の種別の事業を営むこと又は自ら前2号に掲げる種別以外の種別の事業を営みながら、事業施設の一部の使用権原を有償又は無償で他の企業等に付与し、自己と同種の事業を営ませること。
貸し施設設置奨励金	次の各号のいずれにも該当すること。 (1) 企業等が、条例第2条第4号に規定する貸し施設の総床面積の過半について、自らの事業に利用せず、条例第5条第1項第1号に掲げる施設として使用する他の企業等に、当該貸し施設の使用権原を有償又は無償で付与すること。 (2) 前号に規定する貸し施設において当該貸し施設の使用権原を有償又は無償で取得した企業等が行う事業が、当該貸し施設の周辺の環境の悪化をもたらすものでないこと。
産業系用地確保奨励金	次の各号のいずれにも該当すること。 (1) 企業等が、企業立地促進地域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第9条第13項に規定する工業専用地域等住宅の建築ができない区域を除く。）において、条例第5条第1項第1号ア又はウに該当する事業施設又は貸し施設を設置する企業等に対し、1,000平方メートル以上の土地を譲渡すること。 (2) 土地を譲り受けた企業等が事業施設において行う事業又は貸し施設の使用権原を有償又は無償で取得した企業等が貸し施設において行う事業が、当該事業施設又は貸し施設の周辺の環境の悪化をもたらすものでないこと。
開発・生産設備設置奨励金	企業等が、企業立地促進地域の事業施設において、新たに開発・生産設備を設置し、稼動すること。

別表第2（第4条、第8条関係）

種別	企業立地	企業立地・雇	市内企業立地継続奨励金	貸し施	産業系用	開発・生産
----	------	--------	-------------	-----	------	-------

	促進地域の名称	用地促進奨励金	新設	拡張	設備設置奨励金	地確保奨励金	設備設置奨励金
製造業	狭間工業団地地区 北野工業団地地区 北八王子工業団地地区 多摩ニュータウン地区 八王子ニュータウン地区 圏央道八王子西インターチェンジ周辺地区 中央道八王子インターチェンジ周辺地区及び新滝山街道沿道地区 戸吹地区	(1) 投下固定資産評価額が、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。 ア 土地の所有権を有償又は無償で取得する場合には、投下固定資産評価額が3億円以上であること。 イ 土地の使用権原を有償又は無償で取得し、かつ、家屋の所有権を有償又は無償	(1) 投下固定資産評価額が、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。 ア 土地の所有権を有償又は無償で取得する場合には、投下固定資産評価額が3億円以上であること。 イ 土地の使用権原を有償又は無償	(1) 新たに設置した事業施設に係る投下固定資産評価額が、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。 (2) 既存施設及び拡張した施設における常用雇用者の増加数が10人以上であること。	投下固定資産評価額が、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。 (1) 土地の所有権を有償又は無償で取	1,000平方メートル以上の土地を譲渡すること。	企業等が指定する償却資産及び当該償却資産の売買契約日又はリース取引契約日から90日前までに当該償却資産に関連して購入し、又はリース取引した償却資産の投下固定資産評価額の合計額が3,000万円以上であること。

		で取得する場合には、投下固定資産評価額が2億円以上であること。 ウ 土地及び家屋の使用権原を有償又は無償で取得する場合には、投下固定資産評価額が1億円以上であること。 (2) 事業施設における常用雇用者数が30人以上であること。 (3) 事業施設の設置に伴い、市内の全ての事	で取得する場合には、投下固定資産評価額が2億円以上であること。 ウ 土地及び家屋の使用権原を有償又は無償で取得する場合には、投下固定資産評価額が1億円以上であること。 (2) 事業施設における常用雇用者数が30人以上であること。 (3) 事業施設の設置に伴い、市内の全ての事業		得する場合には、投下固定資産評価額が2億円以上であること。 (2) 土	
--	--	---	--	--	---	--

		業施設における常用雇用者数を合計した数が減少することにならないこと。ただし、やむを得ない理由があると市長が認める場合は、この限りでない。	施設における常用雇用者数を合計した数が減少することにならないこと。ただし、やむを得ない理由があると市長が認める場合は、この限りでない。		地の使用権原を有償又は無償で取得し、かつ、家屋の所有権又は使用	
--	--	--	---	--	---------------------------------	--

					権原を有償若しくは無償で取得する場合には、投下固定資産評価額が	
--	--	--	--	--	---------------------------------	--

				1 億 円 以 上 で あ る こ と 。	
東浅川工業団地地区 八王子繊維工業団地地区 下恩方工業団地地区 美山工業団地地区 上記の地区を除いた市の区域内に存する工業・準工業地域の都市計画	(1) 投下固定資産評価額が、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。 ア 土地の所有権を有償又は無償で取得する場合には、投下固定資産評価額が1億3,000万円以上であるこ	(1) 投下固定資産評価額が、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。 ア 土地の所有権を有償又は無償で取得する場合には、投下固定資産評価額が1億3,000万円以上であるこ	(1) 新たに設置した事業施設に係る投下固定資産評価額から拡張に伴い廃止した施設に係る投下固定資産評価額を減じた額が5,000万円以上であること。 (2) 既存施設及び拡張した施設における常用雇用者の増加数が5人以上であること。	投下固定資産評価額が、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。 (1) 土地の所有権	

法（昭和43年法律第100号）第7条第3項に規定する市街化調整区域で、八王子市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和59年八王子市条例第34号）第2条に規定する地区整備計画区域のうち、同条例別表第2（い）欄に掲げる建築しなくてはならない建築	と。 イ 土地の使用権原を有償又は無償で取得し、かつ、家屋の所有権を有償又は無償で取得する場合に は、投下固定資産評価額が1億円以上であること。 ウ 土地及び家屋の使用権原を有償又は無償で取得する場合に は、投下固定資産評価額が7,000万円以上であるこ	と。 イ 土地の使用権原を有償又は無償で取得し、かつ、家屋の所有権を有償又は無償で取得する場合に は、投下固定資産評価額が1億円以上であること。 ウ 土地及び家屋の使用権原を有償又は無償で取得する場合に は、投下固定資産評価額が7,000万円以上であるこ	を 有 償 又 は 無 償 で 取 得 す る 場 合 に は 、 投 下 固 定 資 産 評 価 額 が 6, 00 0 万		
--	---	---	---	--	--

物に、工場又は研究所の全部又は一部を含まない当該地区整備計画区域に係る地区整備計画において区分された地区	と。 (2) 事業施設における常用雇用者数が10人以上であること。 (3) 事業施設の設置に伴い、市内の全ての事業施設における常用雇用者数を合計した数が減少することにならないこと。ただし、やむを得ない理由があると市長が認める場合は、この限りでない。	と。 (2) 事業施設における常用雇用者数が10人以上であること。 (3) 事業施設の設置に伴い、市内の全ての事業施設における常用雇用者数を合計した数が減少することにならないこと。ただし、やむを得ない理由があると市長が認める場合は、この限りでない。	円以上であること。 (2) 土地の使用権原を有償又は無償で取得し、かつ
--	--	--	--

					、家屋の所有権又は使用権原を有償若しくは無償で取得する場合には	
--	--	--	--	--	---------------------------------	--

					、投下固定資産評価額が3,000万円以上であること。		
商業	中心市街地地区 南大沢センター地区 八王子みなみ野駅	(1) 投下固定資産評価額が、次に掲げる基準のいずれかに適合するものである	(1) 投下固定資産評価額が、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであるこ	(1) 新たに設置した事業施設に係る投下固定資産評価額から拡張に伴い廃止した施設に係る投下	投下固定資産評価額が、次に掲げる基準のい	—	—

周辺地区 圏央道八 王子西イ ンターチ ェンジ周 辺地区 中央道八 王子イン ターチェ ンジ周辺 地区	こと。 ア 土地の 所有権を 有償又は 無償で取 得する場 合には、 投下固定 資産評価 額が2億 円以上で あるこ と。 イ 土地の 使用権原 を有償又 は無償で 取得し、 かつ、家 屋の所有 権を有償 又は無償 で取得す る場合に は、投下 固定資産 評価額が 1億 5,000万 円以上で あるこ	と。 ア 土地の 所有権を 有償又は 無償で取 得する場 合には、 投下固定 資産評価 額が2億 円以上で あるこ と。 イ 土地の 使用権原 を有償又 は無償で 取得し、 かつ、家 屋の所有 権を有償 又は無償 で取得す る場合に は、投下 固定資産 評価額が 1億5,000 万円以上 であるこ と。	固定資産評価 額を減じた額 が1億円以上 であること。 (2) 既存施設及 び拡張した施 設における常 用雇用者の増 加数が10人以 上であるこ と。	いずれか に適合 するも のであ るこ と。 (1) 土 地 の 所 有 権 を 有 償 又 は 無 償 で 取 得 す る 場 合 に は 、 投	
---	---	--	---	--	--

	と。	ウ 土地及		下	
	ウ 土地及	び家屋を		固	
	び家屋を	賃借等し		定	
	賃借等し	て使用権		資	
	て使用権	原を取得		産	
	原を取得	する場合		評	
	する場合	には、店		価	
	には、店	舗面積が		額	
	舗面積が	1,000平		が	
	1,000平	方メート		1	
	方メート	ル以上		億	
	ル以上	で、かつ、		9,	
	で、かつ、	投下固定		00	
	投下固定	資産評価		0	
	資産評価	額が		万	
	額が	1,000万		円	
	1,000万	円以上で		以	
	円以上で	あるこ		上	
	あるこ	と。		で	
	と。	(2) 事業施設		あ	
(2) 事業施	設における	における常		る	
常用雇用者	数が20人	用雇用者数		こ	
数が20人	以上である	が20人以上		と	
以上である	こと。	であるこ		。	
こと。	(3) 事業施設	と。	(2)		
(3) 事業施	設の設置に	(3) 事業施設	土		
設の設置に	伴い、市内	の設置に伴	地		
伴い、市内	の全ての事	い、市内の	の		
の全ての事	業施設にお	全ての事業	使		
業施設にお		施設におけ	用		
		る常用雇用	権		

		ける常用雇 用者数を合 計した数が 減少するこ とにならない こと。ただ し、やむを 得ない理 由があると 市長が認め る場合は、 この限りで ない。	者数を合計 した数が減 少すること にならない こと。ただ し、やむを 得ない理由 があると市 長が認める 場合は、こ の限りでな い。		原 を 有 償 又 は 無 償 で 取 得 し 、 か つ 、 家 屋 の 所 有 権 又 は 使 用 権 原 を 有 償	
--	--	---	---	--	---	--

					若しくは無償で取得する場合には、投下固定資産評価額が1億4,000	
--	--	--	--	--	-----------------------------------	--

					万円以上であること。		
物流系産業	北野工業団地周辺地区 北八王子工業団地周辺地区 多摩ニュータウン地区 八王子ニュータウン地区 圏央道八王子西インターチェンジ周辺地区 中央道八王子インターチェンジ周辺	(1) 投下固定資産評価額が、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。 ア 土地の所有権を有償又は無償で取得する場合には、投下固定資産評価額が1億5,000万円以上であること。	(1) 投下固定資産評価額が、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。 ア 土地の所有権を有償又は無償で取得する場合には、投下固定資産評価額が1億5,000万円以上であること。	(1) 新たに設置した事業施設に係る投下固定資産評価額から拡張に伴い廃止した施設に係る投下固定資産評価額を減じた額が5,000万円以上であること。 (2) 既存施設及び拡張した施設における常用雇用者の増加数が5人以上であること。	投下固定資産評価額が、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。 (1) 土地の所有権を	1,000平方メートル以上の土地を譲渡すること。	—

地区及び 新滝山街 道沿道地 区 戸吹地区	イ 土地の 使用権原 を有償又 は無償で 取得し、 かつ、家 屋の所有 権を有償 又は無償 で取得す る場合に は、投下 固定資産 評価額が 1億円以 上である こと。	イ 土地の 使用権原 を有償又 は無償で 取得し、 かつ、家 屋の所有 権を有償 又は無償 で取得す る場合に は、投下 固定資産 評価額が 1億円以 上である こと。		有 償 又 は 無 償 で 取 得 す る 場 合 に は 、 投 下 固 定 資 産 評 価 額 が 1 億 円 以 上	
	ウ 土地及 び家屋の 使用権原 を有償又 は無償で 取得する 場合に は、投下 固定資産 評価額が 5,000万 円以上で あるこ と。	ウ 土地及 び家屋の 使用権原 を有償又 は無償で 取得する 場合に は、投下 固定資産 評価額が 5,000万 円以上で あるこ と。			

		(2) 事業施設における常用雇用者数が10人以上であること。	(2) 事業施設における常用雇用者数が10人以上であること。		であること。	
		(3) 事業施設の設置に伴い、市内の全ての事業施設における常用雇用者数を合計した数が減少することにならないこと。ただし、やむを得ない理由があると市長が認める場合は、この限りでない。	(3) 事業施設の設置に伴い、市内の全ての事業施設における常用雇用者数を合計した数が減少することにならないこと。ただし、やむを得ない理由があると市長が認める場合は、この限りでない。		(2) 土地の使用権原を有償又は無償で取得し、かつ、家屋	

					の 所 有 権 又 は 使 用 権 原 を 有 償 若 し く は 無 償 で 取 得 す る 場 合 に は 、 投 下	
--	--	--	--	--	---	--

					固定資産評価額が5,000万円以上であること。		
宿泊業	中心市街地地区	(1) 投下固定資産評価額が、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。 ア 土地の所有権を	(1) 投下固定資産評価額が、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。 ア 土地の所有権を	(1) 新たに設置した事業施設に係る投下固定資産評価額から拡張に伴い廃止した施設に係る投下固定資産評価額を減じた額が5,000万円	投下固定資産評価額が、次に掲げる基準のいずれかに適合するも	—	—

		有償又は無償で取得する場合には、投下固定資産評価額が1億5,000万円以上であること。	有償又は無償で取得する場合には、投下固定資産評価額が1億5,000万円以上であること。	以上であること。 (2) 既存施設及び拡張した施設における常用雇用者の増加数が5人以上であること。	のであること。 (1) 土地の所有権を有償又は無償で取得する場合に、は、投下固定資産評価額が1億円以上であること。 (2) 土地の使用権	
		イ 土地の使用権原を有償又は無償で取得し、かつ、家屋の所有権を有償又は無償で取得する場合には、投下固定資産評価額が1億円以上であること。	イ 土地の使用権原を有償又は無償で取得し、かつ、家屋の所有権を有償又は無償で取得する場合には、投下固定資産評価額が1億円以上であること。			
		ウ 土地及び家屋の使用権原	ウ 土地及び家屋の使用権原			

		を有償又は無償で取得する場合に は、投下固定資産評価額が5,000万円以上であること。	を有償又は無償で取得する場合に は、投下固定資産評価額が5,000万円以上であること。		原を 有償 又は 無償 で取 得 し、 か つ、 家屋 の所 有権 又は 使用 権原 を有 償若 しく は無 償で 取得 する 場合 に は、 投下 固定 資産 評価 額が 5,00	
		(2) 事業施設における常用雇用者数が10人以上であること。	(2) 事業施設における常用雇用者数が10人以上であること。			
		(3) 事業施設の設置に伴い、市内の全ての事業施設における常用雇用者数を合計した数が減少することにならないこと。ただし、やむを得ない理由があると	(3) 事業施設の設置に伴い、市内の全ての事業施設における常用雇用者数を合計した数が減少することにならないこと。ただし、やむを得ない理由があると市			

		市長が認める場合は、この限りでない。	長が認める場合は、この限りでない。		0万円以上であること。		
事務所	中心市街地地区 南大沢センター地区 八王子ニュータウン地区 中央道八王子インターチェンジ周辺地区	(1) 投下固定資産評価額が、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。 ア 土地の所有権を有償又は無償で取得する場合には、投下固定資産評価額が2億円以上であること。 イ 土地の使用権原を有償又は無償で取得し、	(1) 投下固定資産評価額が、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。 ア 土地の所有権を有償又は無償で取得する場合には、投下固定資産評価額が2億円以上であること。 イ 土地の使用権原を有償又は無償で取得し、	(1) 新たに設置した事業施設に係る投下固定資産評価額から拡張に伴い廃止した施設に係る投下固定資産評価額を減じた額が1億円以上であること。 (2) 既存施設及び拡張した施設における常用雇用者の増加数が10人以上であること。	投下固定資産評価額が、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。 (1) 土地の所有権を有償又は	—	—

		かつ、家屋の所有権を有償又は無償で取得する場合には、投下固定資産評価額が1億5,000万円以上であること。	かつ、家屋の所有権を有償又は無償で取得する場合には、投下固定資産評価額が1億5,000万円以上であること。			無償で取得する場合には、投下固定資産評価額が1億8,000万円以上	
		ウ 土地及び家屋の使用権原を有償又は無償で取得する場合には、事務所面積が1,000平方メートル以上で、かつ、投下固定資産評価額が2,000万円以上で	ウ 土地及び家屋の使用権原を有償又は無償で取得する場合には、事務所面積が1,000平方メートル以上で、かつ、投下固定資産評価額が2,000万円以上で				

		円以上であること。 (2) 事業施設における常用雇用者数が20人以上であること。 (3) 事業施設の設置に伴い、市内の全ての事業施設における常用雇用者数を合計した数が減少することにならないこと。ただし、やむを得ない理由があると市長が認める場合は、この限りでない。	あること。 (2) 事業施設における常用雇用者数が20人以上であること。 (3) 事業施設の設置に伴い、市内の全ての事業施設における常用雇用者数を合計した数が減少することにならないこと。ただし、やむを得ない理由があると市長が認める場合は、この限りでない。		であること。 (2) 土地の使用権原を有償又は無償で取得し、かつ、家屋	
--	--	--	--	--	---	--

					の 所 有 権 又 は 使 用 権 原 を 有 償 若 し く は 無 償 で 取 得 す る 場 合 に は 、 投 下	
--	--	--	--	--	---	--

					固定資産評価額が1億3,000万円以上であること。	
--	--	--	--	--	---------------------------	--

別表第3（第5条関係）

奨励金の種類	個別の添付書類	共通の添付書類
企業立地・雇用促進 奨励金	(1) 申請時の前3営業年度の決算書の写し (2) 事業施設の建設計画を記した書類（位置及び配置を記した図面等） (3) 事業施設の中核となる家屋の建設に関する工事請負契約書、売買契	(1) 登記事項証明書又は住民票の写し (2) 定款その他これに類するもの (3) 印鑑証明書 (4) 市税等の納税証明書その

	約書又は賃貸借契約書の写し (4) 常用雇用者数等を記した雇用計画に関する書類 (5) 償却資産のリース取引に関する契約書の写し及びリース取引の対象となる機器の取得額がわかる書類 (6) 事業所税に係る内容がわかる書類	他これに類するもの (5) 企業等の事業概要がわかる書類 (6) 取得する土地の内容がわかる書類 (7) 家屋の権利関係等が確認できる書類 (8) 取得予定の償却資産の内容がわかる書類
市内企業立地継続奨励金	(1) 申請時の前3営業年度の決算書の写し (2) 事業施設の建設計画を記した書類（位置及び配置を記した図面等） (3) 事業施設の中核となる家屋の建設に関する工事請負契約書、売買契約書又は賃貸借契約書の写し (4) 常用雇用者数等を記した雇用計画に関する書類 (5) 償却資産のリース取引に関する契約書の写し及びリース取引の対象となる機器の取得額がわかる書類 (6) 営業許可証の写し（許認可が必要な営業を営む場合に限る。） (7) 事業所税に係る内容がわかる書類	
貸し施設設置奨励金	(1) 申請時の前3営業年度の決算書の写し (2) 貸し施設の建設計画を記した書類（位置及び配置を記した図面等） (3) 貸し施設の中核となる家屋の建	

	設に関する工事請負契約書、売買契約書又は賃貸借契約書の写し (4) 貸し施設を賃借する企業等が行う事業内容を記した書類	
産業系用地確保奨励金	(1) 土地の概要を記した書類（位置を記した図面等） (2) 土地の売買契約書の写し (3) 土地を譲り受ける企業等が設置する事業施設又は貸し施設での事業内容を記した書類	
開発・生産設備設置奨励金	(1) 開発・生産設備を設置する事業施設の概要を記した書類 (2) 開発・生産設備の配置図 (3) 開発・生産設備の内容を記した書類 (4) 開発・生産設備の売買契約書又はリース取引に関する契約書の写し (5) 開発・生産設備のリース取引の対象となる機器の取得額がわかる書類	

別表第4（第18条関係）

奨励金の種類	個別の添付書類	共通の添付書類
企業立地・雇用促進奨励金	(1) 投下固定資産評価額及び課税標準の額がわかる書類 (2) 常用雇用者数等がわかる書類 (3) リース代金の支払状況が確認できる書類 (4) 請負工事に関する施工体系図 (5) 市内一次下請業者が締結した工事請負契約の金額が確認できる書	市税等の納税証明書その他これに類するもの

	類 (6) 事業所税に係る内容がわかる書類
市内企業立地継続奨励金	(1) 投下固定資産評価額及び課税標準の額がわかる書類 (2) 常用雇用者数等がわかる書類 (3) リース代金の支払状況が確認できる書類 (4) 請負工事に関する施工体系図 (5) 市内一次下請業者が締結した工事請負契約の金額が確認できる書類 (6) 事業所税に係る内容がわかる書類
貸し施設設置奨励金	(1) 投下固定資産評価額及び課税標準の額がわかる書類 (2) 請負工事に関する施工体系図 (3) 市内一次下請業者が締結した工事請負契約の金額が確認できる書類
産業系用地確保奨励金	譲渡した土地の固定資産評価額及び課税標準の額がわかる書類
開発・生産設備設置奨励金	(1) 投下固定資産評価額及び課税標準の額がわかる書類 (2) リース代金の支払状況が確認できる書類 (3) 開発・生産設備を使用した事業の内容がわかる書類

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

八王子市長 殿

申請者の住所
申請者名 ⑩
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

企業立地・雇用促進奨励金指定事業者指定申請書

指定事業者の指定を受けたいので、八王子市企業立地支援条例第6条第1項及び八王子市企業立地支援条例施行規則第5条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

本申請にあたり、必要に応じて市税の課税状況及び納付状況を調査することに同意します。

なお、国、都道府県、市区町村その他の地方公共団体又は独立行政法人若しくは地方独立行政法人の出資を受けておりません。

記

事業施設の所在地			
担当者名		担当者電話番号	
担当者ファクシミリ番号		担当者メールアドレス	
事業施設の業種			
事業施設における事業内容			
事業施設の取得額及び賃借料(税別)	土地	家屋	
	円	円	
	償却資産	賃借料	
	円		
	※「償却資産申告予定リスト」を添付		
事業施設の常用雇用者数(予定) ※「常用雇用者名簿」を添付	人	事業施設における事業開始予定日	年 月 日
事業施設の営業年度	月 日から 月 日まで		
事業施設の概要	別紙事業施設概要書のとおり		

事業施設概要書

事業施設の種類 (工場・研究所・店舗等)				
附属施設の種類 (倉庫・事務所・駐車場等)				
事業施設の規模	土地面積	m ²		
	建物	面積	建築面積 m ² 、区分所有面積 m ² 延床面積 m ² 、賃借面積 m ² 店舗面積 (商業) m ² 事務所面積 (事務所) m ²	
			構造	造 階建

＜事業施設を建設する場合＞				
工事請負契約日	年 月 日			
工事請負業者	市外 ・ 市内 (業者名) ※該当する方に○印をしてください。			
工事予定期間	着手	年 月 日	完了	年 月 日
登記日	土地	年 月 日	家屋	年 月 日
土地所有者				

＜事業施設を購入する場合＞				
建物売買契約日	年 月 日			
登記日	土地	年 月 日	家屋	年 月 日
土地所有者				

＜事業施設を賃借する場合＞				
建物賃貸借契約日	年 月 日			
土地所有者				
家屋所有者				

＜事業所税の課税対象になる場合＞		
対象床面積 (見込み)	m ²	※対象となる部分のわかる図面(マーカーにて対象範囲明示)を添付してください。
従業員給与総額 (見込み)	円	※積算資料がある場合は添付してください。

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

八王子市長 殿

申請者の住所
申請者名 ㊟

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

市内企業立地継続奨励金指定事業者指定申請書

指定事業者の指定を受けたいので、八王子市企業立地支援条例第6条第1項及び八王子市企業立地支援条例施行規則第5条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

本申請にあたり、必要に応じて市税の課税状況及び納付状況を調査することに同意します。

なお、国、都道府県、市区町村その他の地方公共団体又は独立行政法人若しくは地方独立行政法人の出資を受けておりません。

記

事業施設の所在地			
担当者名		担当者電話番号	
担当者ファクシミリ番号		担当者メールアドレス	
指定の種類	新設・拡張		
事業施設の細分類番号及び業種	細分類番号（ ）業種（ ） ※「日本標準産業分類」に規定する細分類番号と業種名を記載してください。 ※許認可が必要な業種の場合は、許可証等の写しを添付すること。		
事業施設における事業内容			
市内での操業開始日 ※市内本店の有無	年 月 日 ※市内に本店（有・無）	※事務処理欄	
事業施設の取得額及び賃借料（税別）	土地 円	家屋 円	
	償却資産 円	賃借料 円	
	※「償却資産申告予定リスト」を添付		
事業施設の常用雇用者数（予定） ※「常用雇用者名簿」を添付	人	事業施設における事業開始予定日	年 月 日
事業施設の営業年度	月 日から 月 日まで		
事業施設の概要	別紙事業施設概要書のとおり		

事業施設概要書

別紙

事業施設の種類 (工場・研究所・店舗等)				
附属施設の種類 (倉庫・事務所・駐車場等)				
事業施設の規模	土地面積	m ²		
	建物	面積	建築面積 m ² 、区分所有面積 m ² 延床面積 m ² 、賃借面積 m ² 店舗面積 (商業) m ² 事務所面積 (事務所) m ²	
			構造	造 階建

< 事業施設を建設する場合 >

工事請負契約日	年 月 日			
工事請負業者	市外 ・ 市内 (業者名) ※該当する方に○印をしてください。			
工事予定期間	着手	年 月 日	完了	年 月 日
登記日	土地	年 月 日	家屋	年 月 日
土地所有者				

< 事業施設を購入する場合 >

建物売買契約日	年 月 日			
登記日	土地	年 月 日	家屋	年 月 日
土地所有者				

< 事業施設を賃借する場合 >

建物賃貸借契約日	年 月 日			
土地所有者				
家屋所有者				

< 事業所税の課税対象になる場合 >

対象床面積 (見込み)	m ²	※対象となる部分のわかる図面(マーカーにて対象範囲明示)を添付してください。
従業員給与総額 (見込み)	円	※積算資料がある場合は添付してください。

八王子市長 殿

申請者の住所
申 請 者 名 ㊤
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

貸し施設設置奨励金指定事業者指定申請書

指定事業者の指定を受けたいので、八王子市企業立地支援条例第 6 条第 1 項及び八王子市企業立地支援条例施行規則第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

本申請にあたり、必要に応じて市税の課税状況及び納付状況を調査することに同意します。

なお、国、都道府県、市区町村その他の地方公共団体又は独立行政法人若しくは地方独立行政法人の出資を受けておりません。

記

貸し施設の所在地			
担当者名		担当者電話番号	
担当者ファクシミリ番号		担当者メールアドレス	
貸し施設を賃借する企業等の業種			
貸し施設を賃借する企業等の事業内容			
貸し施設の取得額及び賃借料（税別）	土地	円	家屋
	償却資産	円	賃借料
	※「償却資産申告予定リスト」を添付		円
貸し施設における事業開始予定日	年 月 日		
貸し施設の概要	別紙貸し施設概要書のとおり		

別 紙

貸し施設概要書

貸し施設の種類 (工場・研究所・店舗等)			
附属施設の種類 (倉庫・事務所・駐車場等)			
貸し施設の規模	土地面積	m ²	
	建物	面積	建築面積 m ² 、区分所有面積 m ² 延床面積 m ² 、賃借面積 m ² 店舗面積 (商業) m ² 事務所面積 (事務所) m ²
		構造	造 階建

<貸し施設を建設する場合>

工事請負契約日	年 月 日			
工事請負業者	市外 ・ 市内 (業者名) ※該当する方に○印をしてください。			
工事予定期間	着手	年 月 日	完了	年 月 日
登記日	土地	年 月 日	家屋	年 月 日
土地所有者				

<貸し施設を購入する場合>

建物売買契約日	年 月 日			
登記日	土地	年 月 日	家屋	年 月 日
土地所有者				

<貸し施設を賃借する場合>

建物賃貸借契約日	年 月 日			
土地所有者				
家屋所有者				

年 月 日

八王子市長 殿

申請者の住所
申 請 者 名 ㊤
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

産業系用地確保奨励金指定事業者指定申請書

指定事業者の指定を受けたいので、八王子市企業立地支援条例第 6 条第 1 項及び八王子市企業立地支援条例施行規則第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

本申請にあたり、必要に応じて市税の課税状況及び納付状況を調査することに同意します。

なお、国、都道府県、市区町村その他の地方公共団体又は独立行政法人若しくは地方独立行政法人の出資を受けておりません。

記

土地の地番			
土地の面積	㎡		
担当者名		担当者電話番号	
担当者ファクシミリ番号		担当者メールアドレス	
譲渡先の業種	製造業・物流系産業		
土地売買契約日	年 月 日		
土地の譲渡価格（税別）	円		
土地を譲り受けた企業等が設置する施設の概要			
譲渡した土地における事業開始予定日	年 月 日		

第 5 号様式(第 5 条関係)

年 月 日

八王子市長 殿

申請者の住所
申 請 者 名 ㊤
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

開発・生産設備設置奨励金指定事業者指定申請書

指定事業者の指定を受けたいので、八王子市企業立地支援条例第 6 条第 1 項及び八王子市企業立地支援条例施行規則第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

本申請にあたり、必要に応じて市税の課税状況及び納付状況を調査することに同意します。

なお、国、都道府県、市区町村その他の地方公共団体又は独立行政法人若しくは地方独立行政法人の出資を受けておりません。

記

開発・生産設備を設置する事業施設の所在地			
担当者名		担当者電話番号	
担当者ファクシミリ番号		担当者メールアドレス	
開発・生産設備の取得方法	購入・リース		
開発・生産設備の取得額（税別）	円 ※「償却資産申告予定リスト」を添付		
申請者が指定する償却資産の売買契約日又はリース取引契約日	年 月 日		
開発・生産設備の主たる部分の稼働開始日	年 月 日		
開発・生産設備の概要	別紙開発・生産設備概要書のとおり		

別紙

開発・生産設備概要書

開発・生産設備を設置する事業施設の概要					
事業施設	土地面積		㎡		
	建物	面積	建築面積	㎡	
			延床面積	㎡	
	構造	造 階建			
開発・生産設備の概要（設置する設備の名称等）					
開発・生産設備によって行う開発・生産の概要（設備設置導入理由等）					
設置予定期間	着手	年 月 日	完了	年 月 日	

第6号様式（第6条関係）

年 月 日

様

八王子市長

印

指定事業者指定通知書

年 月 日付指定事業者指定申請について、審査を行った結果、適当と認められるので、八王子市企業立地支援条例第6条第2項の規定により指定事業者指定し、八王子市企業立地支援条例施行規則第6条の規定により、下記のとおり通知します。

なお、企業立地・雇用促進奨励金・市内企業立地継続奨励金・貸し施設設置奨励金・産業系用地確保奨励金・開発・生産設備設置奨励金の交付にあたっては、交付申請時に各要件を満たしていることが必要となります。

記

指 定 番 号

八王子市指定 第

号

第 7 号様式（第 6 条関係）

年 月 日

様

八王子市長 ㊟

指 定 事 業 者 不 指 定 通 知 書

年 月 日付指定事業者指定申請について、審査を行った結果、下記の理由により適当と認められないので、八王子市企業立地支援条例施行規則第 6 条の規定により通知します。

記

理 由

第8号様式（第7条関係）

年 月 日

八王子市長 殿

指 定 番 号 八王子市指定 第 号
指定事業者の住所
指 定 事 業 者 名 ㊤
（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名
称及び代表者の氏名）

事 業 開 始 届

八王子市企業立地支援条例第6条第2項の規定による指定事業者の指定を受けた 事
業施設・貸し施設 において、 年 月 日に事業を開始したので、八王子市企
業立地支援条例施行規則第7条の規定により届け出ます。

第9号様式（第7条関係）

年 月 日

八王子市長 殿

指 定 番 号 八王子市指定 第 号

指定事業者の住所

指 定 事 業 者 名 ㊤

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

設 備 稼 動 届

八王子市企業立地支援条例第6条第2項の規定による指定事業者の指定を受けた事業
施設に設置した開発・生産設備について、 年 月 日に設備の稼動を開始した
ので、八王子市企業立地支援条例施行規則第7条の規定により届け出ます。

第10号様式（第18条関係）

年 月 日

八王子市長 殿

指 定 番 号 八王子市指定 第 号
指定事業者の住所
指定事業者名 ⑩
（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名）

奨 励 金 交 付 申 請 書

企業立地・雇用促進奨励金・市内企業立地継続奨励金・貸し施設設置奨励金・産業系用地確保奨励金・
開発・生産設備設置奨励金 の交付を受けたいので、八王子市企業立地支援条例第9条第1項及び八王子
市企業立地支援条例施行規則第18条の規定により、下記のとおり申請します。

本申請にあたり、必要に応じて市税の課税状況及び納付状況を調査することに同意します。

記

交 付 申 請 額

円

第 1 1 号様式（第 1 9 条関係）

年 月 日

様

八王子市長 印

奨 励 金 交 付 決 定 通 知 書

年 月 日付奨励金交付申請について、審査を行った結果、適当と認められるので、八王子市企業立地支援条例第 9 条第 2 項の規定により 企業立地・雇用促進奨励金・市内企業立地継続奨励金・貸し施設設置奨励金・産業系用地確保奨励金・開発・生産設備設置奨励金 の交付を決定し、八王子市企業立地支援条例施行規則第 1 9 条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 指定番号 八王子市指定 第 号
- 2 交付決定額 円
- 3 条 件

第12号様式（第19条関係）

年 月 日

様

八王子市長 印

奨励金不交付決定通知書

年 月 日付奨励金交付申請について、八王子市企業立地支援条例第9条第2項の規定により、審査を行った結果、交付しないことと決定したので、八王子市企業立地支援条例施行規則第19条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 指 定 番 号 八王子市指定 第 号
- 2 理 由

年 月 日

八王子市長 殿

指 定 番 号 八王子市指定 第 号
指定事業者の住所
指定事業者名 ⑤
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

奨 励 金 交 付 請 求 書

企業立地・雇用促進奨励金・市内企業立地継続奨励金・貸し施設設置奨励金・産業系用地確保奨励金・開発・生産設備設置奨励金 を受けたいので、八王子市企業立地支援条例施行規則第20条の規定により請求します。

なお、 企業立地・雇用促進奨励金・市内企業立地継続奨励金・貸し施設設置奨励金・産業系用地確保奨励金・開発・生産設備設置奨励金 については、下記の口座に振り込むよう依頼します。

記

1 奨励金請求額

¥									
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

2 振込先

		金 融 機 関 名				金融機関コード				支 店 名				店舗コード				
指 定 口 座	銀行・金庫 組合・農協									支店								
	預金 種目	口座番号(右詰め)					口座名義(カタカナで記入してください。)											
	1 普通																	
	2 当座																	

年 月 日

八王子市長 殿

指 定 番 号 八王子市指定 第 号
指定事業者の住所
指 定 事 業 者 名 ㊤
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名
称及び代表者の氏名）

指定申請事項・奨励金交付申請事項変更申請書

年 月 日付で 指定事業者の指定・奨励金の交付 決定を受けた申請
内容について、下記のとおり変更したいので、八王子市企業立地支援条例第10条第1項
及び八王子市企業立地支援条例施行規則第21条の規定により関係書類を添えて申請しま
す。

記

1 変 更 内 容

変更事項	変更前	変更後

2 変更予定年月日 年 月 日

3 変 更 理 由

第15号様式（第22条関係）

年 月 日

様

八王子市長 ㊟

指定申請事項・奨励金交付申請事項変更承認通知書

年 月 日付指定申請事項・奨励金交付申請事項変更申請書の内容について、審査した結果、適当と認められるので、八王子市企業立地支援条例第10条第2項の規定により変更を承認し、八王子市企業立地支援条例施行規則第22条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 指 定 番 号 八王子市指定 第 号

2 変 更 内 容

変更事項	変更前	変更後

3 条 件

第16号様式（第22条関係）

年 月 日

様

八王子市長 ㊟

指定申請事項・奨励金交付申請事項変更不承認通知書

年 月 日付指定申請事項・奨励金交付申請事項変更申請書の内容について、八王子市企業立地支援条例第10条第2項の規定により、審査した結果、適当と認められないので、八王子市企業立地支援条例施行規則第22条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 指 定 番 号
- 八王子市指定 第 号
- 2 理 由

第17号様式（第23条関係）

年 月 日

八王子市長 殿

指 定 番 号 八王子市指定 第 号
指定事業者の住所

指 定 事 業 者 名 ㊤
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名
称及び代表者の氏名)

事 業 休 止 ・ 廃 止 届

指定事業者の指定を受けた 事業施設・貸し施設 において、事業を 休止・廃止
したので、八王子市企業立地支援条例施行規則第23条の規定により、下記のとおり届け
出ます。

記

1 休止・廃止年月日 年 月 日

2 休止・廃止理由

3 奨励金受領額 円

【内訳】	
〔	年度分 円〕
	年度分 円
	年度分 円
〕	

第18号様式（第24条関係）

年 月 日

様

八王子市長 ㊟

指定・奨励金交付決定取消通知書

年 月 日付 で 指定事業者の 指定・奨励金の交付
決定を行ったことについて、八王子市企業立地支援条例第11条第1項の規定により取り
消したので、八王子市企業立地支援条例施行規則第24条第1項の規定により通知します。

記

- 1 指 定 番 号
- 八王子市指定 第 号
- 2 理 由
- 八王子市企業立地支援条例第11条第1項第 号に該当

第19号様式（第24条関係）

年 月 日

様

八王子市長 印

奨励金返還命令書

年 月 日付 で八王子市企業立地支援条例第11条第1項の規定により 企業立地・雇用促進奨励金・市内企業立地継続奨励金・貸し施設設置奨励金・産業系用地確保奨励金・開発・生産設備設置奨励金 の交付決定を取り消したので、同条例第11条第2項及び八王子市企業立地支援条例施行規則第24条第2項の規定により、下記のとおり 企業立地・雇用促進奨励金・市内企業立地継続奨励金・貸し施設設置奨励金・産業系用地確保奨励金・開発・生産設備設置奨励金 の返還を命じます。

記

1 指定番号 八王子市指定 第 号

2 奨励金返還額 円

【内訳】

年度分	円
年度分	円
年度分	円

3 返還期限 年 月 日

4 理 由

第20号様式（第25条関係）

年 月 日

八王子市長 殿

(承継者) 住 所
氏 名 ⑩
(担当者)
連 絡 先
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名
称及び代表者の氏名)

指 定 事 業 者 承 継 承 認 申 請 書

年 月 日付 で八王子市企業立地支援条例第6条
第2項の規定により指定された指定事業者の事業について承継したので、指定事業者と
しての地位の承継の承認について、八王子市企業立地支援条例第12条及び八王子市企業
立地支援条例施行規則第25条第1項の規定により申請します。

記

- 1 指定事業者
(1) 指 定 番 号 八王子市指定 第 号
(2) 住 所
(3) 氏 名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

2 承継年月日 年 月 日

3 理 由

第21号様式（第25条関係）

年 月 日

様

八王子市長 ㊟

指 定 事 業 者 承 継 承 認 通 知 書

年 月 日付指定事業者承継承認申請について、八王子市企業立地支援
条例第12条の規定により、下記のとおり承認したので、八王子市企業立地支援条例施行
規則第25条第2項の規定により通知します。

記

- 1 指 定 番 号 八王子市指定 第 号
- 2 住 所
- 3 氏 名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

第22号様式（第25条関係）

年 月 日

様

八王子市長 ㊟

指定事業者承継不承認通知書

年 月 日付指定事業者承継承認申請の内容について、八王子市企業立地支援条例第12条の規定により審査した結果、八王子市企業立地支援条例施行規則第25条第2項の規定により下記のとおり承認しないこととしたので通知します。

記

理 由

第 1 号様式 (第 5 条関係)
第 2 号様式 (第 5 条関係)
第 3 号様式 (第 5 条関係)
第 4 号様式 (第 5 条関係)
第 5 号様式 (第 5 条関係)
第 6 号様式 (第 6 条関係)
第 7 号様式 (第 6 条関係)
第 8 号様式 (第 7 条関係)
第 9 号様式 (第 7 条関係)
第 1 0 号様式 (第 1 8 条関係)
第 1 1 号様式 (第 1 9 条関係)
第 1 2 号様式 (第 1 9 条関係)
第 1 3 号様式 (第 2 0 条関係)
第 1 4 号様式 (第 2 1 条関係)
第 1 5 号様式 (第 2 2 条関係)
第 1 6 号様式 (第 2 2 条関係)
第 1 7 号様式 (第 2 3 条関係)
第 1 8 号様式 (第 2 4 条関係)
第 1 9 号様式 (第 2 4 条関係)
第 2 0 号様式 (第 2 5 条関係)
第 2 1 号様式 (第 2 5 条関係)
第 2 2 号様式 (第 2 5 条関係)